

平成21年12月16日
東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会決定
平成28年7月8日一部改正
平成29年12月18日一部改正

公立大学法人首都大学東京の業務実績評価に係る 法人への要望、期待等の取扱いについて

東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会（以下「公立大学分科会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2の規定に基づき実施する、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に係る法人への要望、期待等の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 業務実績評価に記載する要望等

- 評価書に記載する評価委員会からの要望、期待等については、各委員からの意見、ヒアリング等を基に中期計画との関連性及びその重要性、緊急性などを勘案の上記載する。
- 特に優先して対応を求める事項又は経過報告を求める事項については、公立大学分科会から法人に対し、対応報告を求める。
- なお、法人は、業務実績評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営に適切に反映させるとともに、評価結果の反映状況を公表するなど、適切に対応すること。（法第29条、第78条の2第7項）

2 業務実績評価とは別にとりまとめる「参考意見」

- 各委員からの少数意見等で評価委員会からの要望、期待等とならないもの（上記1以外）については、法第78条の2の規定に基づく評価とは別に参考意見としてとりまとめ、法人に提供する。
- 参考意見のとりまとめに当たっては、分科会長がその責任において各委員の意見を整理することとする。
- 参考意見についても、各評価委員の見識に基づいた検証の結果であることを踏まえ、法人運営の改善及び教育研究の質の向上のため、法人内で参考とするよう通知する。

改正内容は、平成29年度事業年度評価より適用する。

【参考】新地方独立行政法人法(平成30年4月1日施行。抜粋)

第29条 地方独立行政法人は、前条第1項の評価結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、(中略)、評価委員会の評価を受けなければならない。

7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。